

1. 核兵器禁止条約について（1点）

核兵器禁止条約の国連会議（核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議）は、国連加盟国193カ国の63%にあたる122カ国の賛成で、核兵器禁止条約を採択しました。（オランダが反対、シンガポールが棄権）

人類史上初となる核兵器禁止条約の採択は、長年にわたり運動を続けてきた日本の被爆者をはじめ、「核兵器のない世界」を真に求める市民の運動が結実した歴史的な壮举です。

採択された条約はその前文で、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章・国際法・国際人道法にてらして、その違法性を明確にする論理が力強くのべられています。また、条約の仕上げの段階で、核兵器の「使用の威嚇」の禁止が明記されたことは、核抑止力論——核兵器による威嚇に依存する安全保障論を否定したものとして、大きな意義をもつものです。

条約には、核兵器の法的禁止の内容として、「核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・所有・貯蔵」、「使用・使用の威嚇」、締約国の領土と管轄地域への核兵器の「配置・導入・配備の許可」なども明記されています。これらは、核兵器に「悪の烙印（らくいん）」を押し、それを全面的に違法化するものです。この条約はまさに今、北朝鮮による核実験の強行を、世界の世論で追い詰める確かな力となるものです。

加えて、条約には、被爆者を先頭とした日本と、世界中の反核平和運動が、戦後一貫して求めつづけてきた内容を全面的に反映させ、被爆者援護の願いにこたえる画期的な条項が加えられています。

条約の「前文」には「ヒバクシャ」という言葉が2カ所出てきます。一つは、「ヒバクシャにもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意する」というもので、被爆者の耐え難い犠牲に対する思いをのべたもの。もう一カ所は、核兵器全面廃絶を推進するための「市民的良心の役割」を強調した部分に、国連、国際赤十字・赤新月社運動、非政府組織などと並んで「ヒバクシャ」がでてきます。条約の中で「ヒバクシャ」は、耐え難い犠牲をこうむった存在であるとともに、「核兵器のない世界」をつくるクリエイター（創造者）として明記されているのです。これはまさに戦後、被爆者の方々が歩んできた道のりを、正當に評価したものであり、条約が被爆者に心を寄せた血の通った温かいものであることを表しています。

核兵器禁止条約の採択は、「核兵器のない世界」をゴールとする、世界規模の新たなスタートです。

しかし、日本政府は、唯一の戦争被爆国の政府であるにもかかわらず会議に参加せず、安倍首相は「署名、批准を行う考えはない」（「朝日」8月10日付）と背を向ける態度をとり、国内外の強い失望と批判を招いています。

国及び政府においては、今こそ核兵器の非人道性を語り、世界中から核兵器を一掃するその先頭に立ち、核兵器禁止条約締結に向けて、積極的な役割を果たすことが求められます。そこで、質問いたします。

■日本政府が、核兵器禁止条約の参加を真剣に検討し、署名・批准を行うよう国に要望する考えはないか、見解を求めます。①

2. 児童相談所の設置に向けた取り組みについて (2点)

2016年度第1回定例会の代表質問をはじめ、これまで度々わが会派は、児童相談所の設置を求めて参りました。

現在、各都道府県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、毎年増加するとともに、複雑・困難なケースも増加しており、きめ細やかな対応が求められています。

こうしたことから、昨年(2016年)6月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、その附則において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として」「中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定されました。

中核市においては、すでに金沢市と横須賀市が設置をしています。厚生労働省の調査によると11の中核市が検討中とされています。また、来年の4月中核市に移行する明石市は、2019年度設置に向けて取り組みを進めています。

先月、厚生労働省においてレクチャーを受け、今年度から大分市も児童相談所の設置について、大分県との協議をはじめっていると伺ってまいりました。そこで質問致します。

■これまでに、どのような協議が進められているのでしょうか。②

本年3月22日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から、「児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について」という依頼文書が、各都道府県知事等に出されております。この文書の「設置に向けた支援について」という項目には、「課題解決に向けて都道府県等の支援が必要である」とされ、「人事交流」や「組織体制に関する情報提供」の実施など、具体的な支援策が示されております。また、その他にも「必要と認められるものがある場合には、積極的な支援を実施」するよう求めています。

加えて、厚生労働省は、「人材確保・育成などに資するため、児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用いただきますよう」と、財源まで提示しています。この財源については、本年6月27日付で各中核市にも事務連絡として届いているはずですが。

児童相談所の設置には、専門職員の人員確保やスキルの構築が重要な課題となっており、その対策には一定の時間を要します。だからこそ、できることからいち早く取り組んでいくべきです。そこで質問いたします。

■大分県に対し、一定期間を見据えて継続した研修員の派遣を行い、更に具体的に支援を求めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。③

3. 認可外保育施設における事故対応について (3点)

安全が守られていると信じて子どもを託している幼稚園や保育所等の教育・保育施設等で、子どもが亡くなったり、重篤な怪我を負ったりする痛ましい事故が跡を絶ちません。

内閣府が公表している、教育・保育施設等における事故報告集計によると、昨年度の事故報告件数は875件、死亡の報告が13件となっています。

事故発生の検証をしっかりと行い、再発防止措置に努めることは言うまでもありませんが、

不幸にして起こった事故に対し、保護者や関係者に寄り添った対応が行えるよう、事前の補償体制を積極的に推進することも不可欠です。

大分市においては、現在、認可外保育施設に対し、万一の事故に備えて施設が加入している災害賠償責任保険料の一部を、園児一人当たり年額 500 円(限度額 35,000 円)補助しています。この補助金が呼び水となって、賠償責任保険への加入が広がっています。

今回の一般質問に当たり、補助金を受けていない認可外保育施設についても、賠償責任保険の加入状況の確認を行って頂いたところ、この調査がきっかけとなって、未加入の保育施設が新たに加わり、現在、未加入の施設はゼロになっています。しかし、保険は継続して更新する必要があります。そこで質問いたします。

■すべての認可外保育施設に対し、損害賠償責任保険の加入について、定期的な確認を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。④

民間の賠償責任保険は、万一の事故の際、保育施設の運営を守る為にも重要な役割を果たします。しかし、その一方、「施設の過失」で事故が起こったと立証されなければ、補償を受けることはできません。保育施設側が過失を認めない場合、保護者が事故当時の事実を明確にすることは大変困難であることから、和解に至らないケースも多々あるようです。

本年 4 月、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が一部改正されました。これにより、「一定の基準を満たす認可外保育所」及び「企業主導型保育事業を行う施設」も、この公的補償の対象となりました。施設側の過失の有無にかかわらず給付がおきる点がこの保険の最大のメリットです。

この法改正に至るまでには、赤ちゃんの急死を考える会や、保育中の事故で子どもを亡くした遺族、支援団体や弁護士らが署名活動に取り組み、「災害共済給付の加入対象をすべての保育施設や事業所等に拡充を」と求めてきた経緯があります。

今回の法改正は議員立法で行われ、「すべての保育施設」という点には課題を残しています。日本共産党の田村智子参議院議員は、参院内閣委員会において、これは「本来、政府がやるべき」ことで、議員立法でという態度は取るべきではないと指摘し、対象の拡大を求めています。

文部科学省が所管する日本スポーツ振興センター保険の加入には、保護者の負担も年間 300 円程度生じますが、小中学校でも加入の推進が行われています。そこで質問いたします。

■日本スポーツ振興センターの保険加入については、対象となるすべての保育施設に周知徹底し、積極的に加入促進を行なうべきと考えますが、見解をお聞かせください。⑤

2014年、宇都宮市の「託児所トイズ」で死亡事故が起きました。これは、乳児が毛布でぐるぐる巻きにされ転がされていたことから虐待事案として捜査が行われ、既に施設長らには実刑判決が下さ

れています。9か月の娘さんを失った御両親は、監督責任を怠ったとして宇都宮市を提訴。この裁判の中で宇都宮市は、指導監督は権限であって義務ではないという驚くべき主張をしています。過去のこうした保育事故の裁判では、郡山市や香川県も同様の主張を行なっています。

市町村においては、これらの事案を対岸の火事とせず、施設の運営や管理は、自治体の責務でもあることを常に認識すべきです。年に一度の立入りや指導監督、適切な特別監督は子どもの命を守るための義務であることを明確にすべきです。同時に、子どもの命は、どの保育施設にいようと平等でなければなりません。そこで質問致します。

■全ての認可外保育施設が、日本スポーツ振興センター保険の加入対象となるよう、国に求める考えはないでしょうか、見解を求めます。⑥

4. 大分市葬斎場の使用について (1点)

昨今、葬儀の考え方は、家族構成、住宅事情、価値観の変化、経済的理由などから、多様化しています。海洋散骨や宇宙葬などが紹介される一方、経済的な理由で火葬のみを希望する方も増加していると聞き及びます。今回の質問は、お金をかけない場合についての質問です。

病院で亡くなった方は、死亡診断書を受け取り、ご遺体を運び出さなくてはなりません。その際、葬儀社に依頼をし、ご自宅か葬祭場に運び、通夜、葬儀という流れが一般的だと思います。

しかし、火葬だけを希望する場合は、運搬のみ依頼し、そのまま竹中の大分市葬斎場へ運ぶこととなります。

竹中の葬斎場の霊安室は、24時間の使用料が1体1,080円。低料金での使用が可能です。しかし、5つある霊安室の過去の使用状況を伺うと、27年度が40件、28年度が39件と、ほとんど使われておりません。

現在、大分市の霊安室を使うためには、先に市役所で死亡届け及び火葬証明書の申請を行う必要があります。病院の滞在時間も限られており、結局、手続きなども含め葬儀社に一括して依頼することになる場合が多いようです。ただし、その分費用が大きくなります。

今回、市民の方からご指摘を受け調べてみたところ、別府市では、火葬証明書などの手続きができていない場合でも、霊安室の受け入れが可能であることが分かりました。先に霊安室にご遺体を運べれば、霊安室が使用しやすくなります。そこで、質問いたします。

■霊安室の使用にあたっては、手続きが後でも受け入れが可能になるよう検討してはどうでしょうか。見解を求めます。⑦

5. 公共施設の駐輪場拡充について (3点)

市民の方から、ホルトホールやコンパルホールの駐輪スペースが少なすぎるのではないかと声を受けてきました。イベントに参加する為、自転車でも会場に行っても駐輪スペースが足りなければ、周辺の駐輪場を探すこととなります。利用者の方から、「会場から離れた場所しか空いておらず、開演時間に間に合わない。」という声。また、高齢者の方からは、

「せっかく自転車と言っても、相当な距離を歩いて行かねばならなくなる。」といった声も聞かれます。

コンパルホールの収容人数をざっと見てみますと、文化ホールが 500 人、多目的ホールが 400 人、集会室は 200 人、これだけで 1000 人を越えます。その他にも 100 人規模の会議室があり、その上、図書館の来館者もあります。駐輪台数は 225 台です。

ホルトホールについては、大ホールが 1201 人、小ホールが 202 人、大会議室は 300 人、これだけで 1500 人以上の収容人数ですが、その他、会議室や図書館利用者が来られます。ホルトホールの駐輪台数は、261 台です。

駐輪場の台数については、条例で必要な最低台数が定められており、当然ながら、既定の台数分は確保されております。しかし、昨今、地球温暖化、健康増進、経費節約のためにも、自転車での移動は増えており、また、大分市でもそれを推奨していると思います。そこで、質問いたします。

■コンパルホール、ホルトホールの駐輪場の台数が不足していると思いますが、その対策について見解を求めます。⑧ ※文化国際課

■それでは、ホルトホールに面している大分いこいの道、さらに駅を挟んだ大分駅前広場の駐輪場は、どのように整備されているのでしょうか、お聞かせください。⑨

※まちなみ企画課

都市計画上の駐輪場は、日常的な通勤・通学、買い物などに対応する整備計画で、各イベント時の駐輪場は、イベントの主催者が考慮するものという趣旨の説明を受けました。しかしながら、公共施設周辺の駐輪場は、当然、イベント開催時の利便性も、ある程度考慮して、整備を行う必要があるのではないのでしょうか。

今後、免許の返納や健康促進、経済的にも有効な自転車の利用者は増えていくと予想されます。そこで、質問いたします。

■公共施設周辺の駐輪場の台数や場所については、イベント時などの回遊性を高めるためにも、総合的に検討して整備を行う必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

⑩ ※公共交通対策課

6. 部落差別解消推進法について (2点)

部落差別の解消については、本年の第1回定例会で質問を致しましたが、再度、この法律の付帯決議についておたずね致します。

被差別部落問題は、旧身分が差別理由として残ったものです。消防車が入れないなど、劣悪な生活環境だった旧同和地区には、33年間で16兆円以上かけた特別事業が進められ、現

在、差別を背景とする格差はありません。地区内外の交流もすすんでいます。「部落差別」は国民融合の中で社会から薄れ消滅していく性格のものです。旧「部落」を問題にする人がいても、「それがどうしたの。関係ないよ」と、自由に対話ができる社会こそ、憲法に基づいた人権擁護の在り方だと考えます。

同和事業の特別法は、役割を終え、2002年3月をもって失効しています。同和地区を取り巻く状況は大きく変化し、同和事業を続けると逆に住民間の「垣根」をつくり「逆差別」を生み、差別解消に有効ではないことは、当時の総務省も説明しています。

時限立法ではなく恒久法である「部落差別解消推進法」が成立する前に、全国人権連からの要請書には次のように書かれていました。

【「差別解消」をうたうことで、部落と部落外を永久に分け隔てて、部落問題という社会問題を永遠に残すこととなります。法案は「差別の実態調査」を国や自治体に要請します。しかし、特別法の終結で「同和地区」「同和関係者」という行政上の概念は消滅しています。「調査」は差別が根深く存在しているとの誤った理解を国民に広げ、プライバシーを侵害し、特定の地域と住民を「部落」と示唆し、住民の平穏な社会生活を侵害します。まさに有害無益の国費の浪費となります。】

この問題をめぐっては、部落解放同盟による特権・利権あさりや暴力的な「確認・糾弾」が過去に大きな社会問題となりました。1974年には八鹿高校の教職員60人が監禁・暴行を受け、29人が重傷、1人が危篤となった事件。また、長野県の御代田町^{みよたまち}では、2006年、当時の同和対策課長が自殺に追い込まれ、公務災害に認定されています。

同和事業の終結を宣言する自治体も広がっていますが、この法律によって、これまでの部落差別解消に向けた苦労が台無しになるばかりか、新たな人権侵害を引き起こし、差別を固定化・永久化することになりかねません。

先の質問で附帯決議について質問をした際、福祉保健部長は「国においてこの附帯決議を踏まえ、総合的な施策について十分検討されるものである」との認識を示されました。

今回、法務省において附帯決議についての認識を確認したところ、法務省も実にあいまいな答弁を繰り返してはいましたが、「法律は、この附帯決議も含め地方公共団体において適切に検討するもの」との答弁でした。

大分市において、特定の個人に対する差別がおこっていれば、それは許されることではありません。しかし、思うことは差別、話すことは差別という考え方では、本当の解消はできません。また一方で、被差別部落のことを知らない人がいるのは、人権対策が進んでいないからだとは言えません。大阪府は「民主主義と人権を守る府民連合」(民権連)に対し、2007年時点で「同和」「同和地区」という呼称は「極力使用しない」と約束し、同様に教育委員会も「被差別部落はあるのかと聞かれたら、今、被差別部落なんてないよと答える」と回答しています。

自治体においては、行政の主体性を堅持すること、同和行政の復活を許さないことが新たな課題であって、国の動向を注視するという依存的なものではありません。

参議院における付帯決議には、次の3点が示されています。

○過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

○教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

○国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

■この附帯決議を徹底する為の格段の配慮について、本市の見解を求めます。⑪

■この付帯決議を徹底する為の格段の配慮について、教育委員会の見解をお聞かせください。⑫

7. 公衆トイレについて (要望)

昨年の第4回定例会において、私は大分川沿いの右岸にも、左岸同様、利用者のための公衆トイレが必要なので設置をしてほしいという質問を致しました。

この質問に対し、河川を所管する担当部局が答弁し、左岸は河川を利用する団体や桜の時期の花見客など、長時間にわたって頻繁に利用する方の為にトイレ整備を行ったが、通勤や通学、散歩をする人たちのためのトイレ設置は考えていない、というご答弁でありました。

河川沿いは国土交通省の所管部分もあることから、念のため、国交省に対し、河川沿いのトイレ設置は問題ないかどうかレクチャーを受けたところ、トイレの設置は、なんら問題ないとの返答を頂きました。

左岸には、大分市の公園緑地課が所管する部分もございます。通勤・通学、ウォーキングで河川沿いを日常的に利用する市民は多数おられます。右岸であろうと、左岸であろうと、市民の要望に応えることが必要だと考えます。

■河川沿いを利用する市民のために、公衆トイレの整備を検討して頂きますよう、再度要望して質問を終わります。